平成26年度以降の３年間についての原油等の有効な利用に関する石油精製業者の判断の基準

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号。以下「法」という。）第２条第８項に規定する特定燃料製品供給事業者のうちエネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成21年政令第222号）第６条第２号に規定する揮発油、灯油、軽油又は重油（以下「揮発油等」という。）の製造をして供給する事業を行うもの（以下「石油精製業者」という。）は、新興国を中心とした世界的な石油需要の増加、石油需要の白油化、国内石油需要の減少等の石油をめぐる厳しい内外環境の中で、原油等（化石エネルギー原料として利用される原油その他の揮発油等の原料をいう。以下同じ。）の有効な利用の重要性に鑑み、その主たる取組として、抜本的な残油処理能力の向上を図ることが重要である。

そのため、石油精製業者は、次に掲げる要領に従って、残油処理装置の装備率（常圧蒸留装置の処理能力に対する残油処理装置の処理能力の割合をいう。以下同じ。）を向上させるものとする。同時に、設備の運転面の改善等や技術開発を通じ、残油処理能力の向上を図るものとする。

また、コンビナート連携の促進、石油残渣ガス化複合発電装置の導入に合わせた残油のガス化及びその灯油、軽油等の合成燃料への転換又は関連する技術開発に取り組み、原油等の有効な利用を図るものとする。

このとき、石油精製業者は、日本再興戦略（平成25年６月14日閣議決定。改訂があったときは、その改訂後のものを含む。）を踏まえ、事業再編等の円滑化に資する措置を積極的に活用するなど、事業再編を通じた、より抜本的な原油等の有効な利用を図るものとする。また、経済産業大臣は本告示の運用に当たっては、石油化学製品の生産体制強化等、石油精製業者のそれぞれの成長戦略に基づく取組への影響にも留意するものとする。

１．残油処理能力の向上に関する措置

⑴　我が国の残油処理装置の装備率を平成28年度までに現状の45％から50％程度まで引き上げることを目標とする。このため、石油精製業者は、当該年度までに、各石油精製業者又はそのグループ会社ごとに、以下の表の左欄に掲げるその現状の残油処理装置の装備率に応じて、右欄に掲げる割合分、残油処理装置の装備率を向上させること。ただし、石油精製業者は、上記期限を最終期限としつつも、段階的な取組も含め、目標達成に向けた取組を可及的速やかに進めることとし、石油をめぐる諸情勢を総合的に勘案し、残油処理装置の新設若しくは増設（以下「残油処理装置の新設等」という。）又は常圧蒸留装置の削減により適切に対応すること。

$$\text{残油処理装置の装備率} = \frac{\text{残油処理装置の処理能力}}{\text{常圧蒸留装置の処理能力}}$$

また、石油精製業者は、法第11条第１項の規定に基づき提出する化石エネルギー原料の有効な利用の目標の達成のための計画（以下「目標達成計画」という。）において、事業再編の方針も併せて示し、必要に応じて見直しを行いつつ、その取組状況を経済産業大臣に定期的に報告すること。

表

残油処理装置の装備率	改善率
45％未満	13％以上
45％以上55％未満	11％以上
55％以上	９％以上

備考

①　残油処理装置の装備率及びその改善率の算定方法

ⅰ）残油処理装置とは、常圧蒸留残油又は減圧蒸留残油を処理することを前提に設計・建設・改造された装置であって、残油流動接触分解装置（Residue Fluid Catalytic Cracking Unit（RFCC）。）、流動接触分解装置（Fluid Catalytic Cracking Unit（FCC）。）、残油熱分解装置、残油水素化分解装置、重油直接脱硫装置又は溶剤脱れき装置（直接又は間接的に流動接触分解装置に接続され、生産された脱れき油が流動接触分解装置で分解されることを前提としているものに限る。）に該当するものをいう。常圧蒸留装置とは、常圧で原油を蒸留するための石油蒸留設備（コンデンセートスプリッターを含む。）をいう。

ⅱ）残油処理装置及び常圧蒸留装置の現状の処理能力は、平成26年３月31日現在において法第11条第１項の規定に基づき提出されている目標達成計画に記載されている当該装置については当該目標達成計画に記載されている当該装置の１日当たりの処理能力であってバレル単位で表したものとし、当該目標達成計画に記載されていない残油処理装置については平成26年３月31日現在において公表されている当該装置の１日当たりの処理能力であってバレル単位で表したものとする。ただし、原油等の有効な利用に関する石油精製業者の判断の基準（平成22年経済産業省告示第161号。以下「旧判断基準」という。）に定める重質油分解装置の装備率の目標を達成していない者（以下「目標未達成事業者」という。）は、当該目標を達成した上で、この告示に定める残油処理装置の装備率の向上に取り組むこととし、その残油処理装置及び常圧蒸留装置の現状の処理能力は、当該目標を達成した時点で法第11条第１項の規定に基づき提出されている目標達成計画に記載されている当該装置については当該目標達成計画に記載されている当該装置の１日当たりの処理能力であってバレル単位で表したものとし、当該目標達成計画に記載されていない残油処理装置については当該目標を達成した時点で公表されている当該装置の１日当たりの処理能力であってバレル単位で表したものとする。また、残油処理装置の現状の処理能力については、平成26年３月31日において、新設又は増設を公表している残油処理装置の公表済みの処理能力も算入するものとする。

平成26年３月31日時点において令第９条第２号の要件に該当しない石油精製業者が、当該要件に該当することになった場合にあっては、残油処理装置及び常圧蒸留装置の現状の処理能力は、令第９条第２号に規定する原料の数量を使用した事業年度の末において、石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第26条の規定に基づき届出をしている当該装置については当該届出をしている当該装置の１日当たりの処理能力であってバレル単位で表したものとし、届出がされていない残油処理装置については当該事業年度末において公表されている当該装置の１日当たりの処理能力であってバレル単位で表したものとする。

ⅲ）常圧蒸留装置及び残油処理装置の処理能力には、自ら所有するものに加え、賃貸借契約等により第三者（グループ会社内の第三者に限る。）から賃借している設備の処理能力を含めて計算するものとする。

ⅳ）残油処理装置の装備率は、百分率で表し、その改善すべき率を求める際の上表右欄の改善率の基準への当てはめに当たっては小数点第一位を四捨五入して計算する。

ⅴ）グループ会社とは、親子関係にある複数の石油精製業者（株式所有の比率等により、事業者間の取引が実質的に同一企業内の行為に準ずるものと認められる複数の石油精製業者を含む。以下同じ。）又は共通の石油元売会社等と親子関係にある複数の石油精製業者をいう。

ⅵ）残油処理装置の装備率の向上が実効的に行われることを確保するため、残油処理装置の新設等は、相応の改良工事を伴って行われる設備面での新設又は増設であって、処理する残油から揮発油、軽油等の燃料を生産する工程と化学製品を生産する工程とを柔軟に切替えて生産する能力を相応に強化するなど、柔軟な供給体制も併せて強化することにより、実質的な変革努力や改善効果を生じ、安定供給にも配慮した対応を行うものをいう。また、そうした相応の改良工事を伴わないもの（下記⑵の設備の運転面の改善等に伴う能力の向上や、稼働状況等から相応の生産実態を伴わない新設又は増設などを含む。）は、これに含まれない。